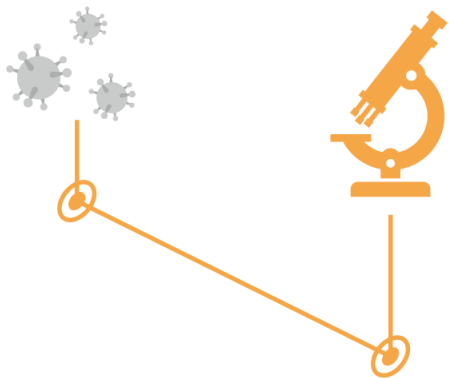




No.1

がん検診の精度管理における、対策型検診担当者の役割



出典：厚生労働省「がん検診事業のあり方について」報告書（令和6年7月）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41845.html
厚生労働省「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（平成20年3月）
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0301-4.html>

都道府県 / 市区町村 / 検診機関の主な役割

都道府県（都道府県担当者）

- 都道府県全体の精度管理向上の取組を主導し、市区町村・検診機関の精度管理向上を支援する
- 市区町村・検診機関の精度管理指標値を定期的に監視し（モニタリング）、その評価と改善策をフィードバックする
- 都道府県自身の精度管理水準を自己点検し、継続的に向上させる
- 都道府県全体・市区町村毎・検診機関毎の精度管理水準を住民に公表する
- 上記の取組を専門的な観点から実施するため、がん検診の専門家等による「がん部会」を設置し、助言を受ける

市区町村（市区町村担当者）

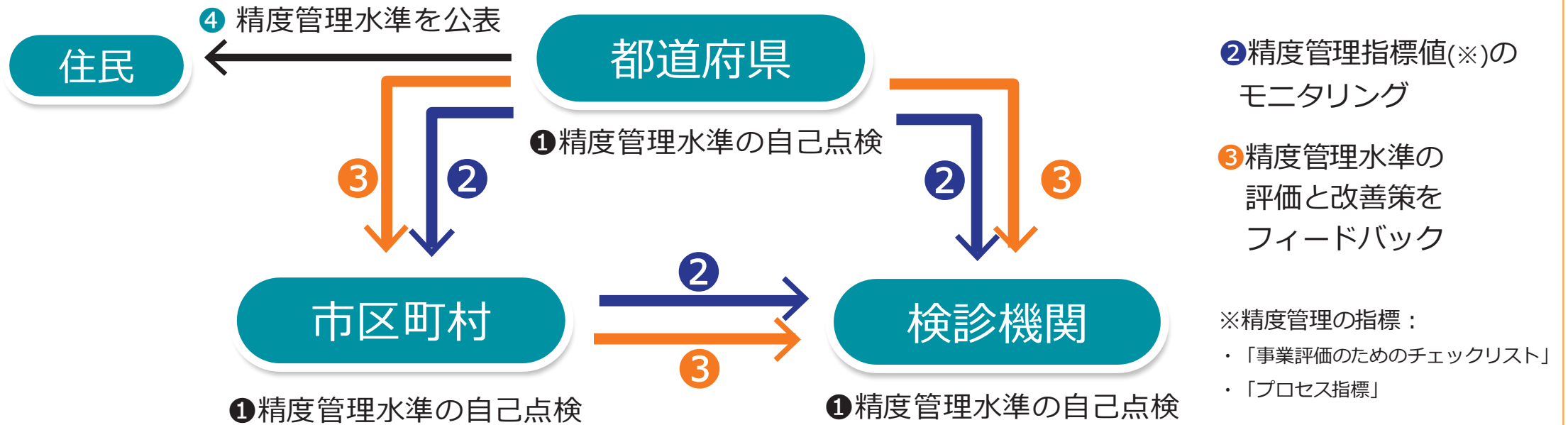
- がん検診実施主体として、検診の全工程の体制を適切に整備し、運営する（対象者管理、受診勧奨、精検結果の把握、検診機関との契約・評価など）
- 市区町村自身の精度管理水準を自己点検し、都道府県からのフィードバックも踏まえて、精度管理水準を継続的に向上させる
- 委託先検診機関の精度管理指標値を定期的に監視し（モニタリング）、その評価と改善策をフィードバックする
- 都道府県による精度管理向上の取組に協力する（必要なデータ提出など）

検診機関（検診に携わる産婦人科医、技師、および検診事務担当者等）

- 委託元市区町村と交わした仕様書に基づき、検診を適切に実施する
- 自施設の精度管理水準を自己点検し、都道府県・市区町村からのフィードバックも踏まえて、精度管理水準を継続的に向上させる
※検診の精度管理とは、検査精度の向上だけでなく、検診事業全体の体制整備・運営管理も含む
- 都道府県・市区町村による精度管理向上の取組に協力する（必要なデータ提出など）

都道府県主導で行う精度管理の全体像

都道府県単位で精度管理水準を底上げ → 全国の均てん化



市区町村職員だけでなく、医療機関の産婦人科医や
等も対策型検診担当者であり、精度管理の重要な担い手である

モニタリングの対象となる検診機関

集団検診方式（日時・場所を指定し、集合して受診する方式）

- 主な契約形態

市区町村

直接契約

検診機関

モニタリングの対象

個別検診方式（個人ごとに医療機関を予約して受診する方式）

- 主な契約形態

市区町村

直接契約

検診機関

モニタリングの対象

集合契約

医師会

〇〇病院

〇□クリニック

□□診療所

モニタリングの対象

個々の医療機関（病院、クリニック、診療所）が対策型検診担当として個別にモニタリングの対象となる（※）。

※ 例外：
医師会がすべての加盟医療機関の体制を統一できる場合は、医師会を1つの検診機関とみなし、医師会をモニタリングの対象とする。加盟医療機関は医師会の方針に沿って体制を整備し、必要なデータを医師会へ提出する。